

注意義務のあらまし

注意義務と過失責任

民法には「善良なる管理者の注意義務」と「自己の財産に対すると同じ注意」があります。前者を「抽象的過失」、後者を「具体的過失」と区分していますが、この違いは注意を要求される人の経験や知識のレベルの差です。過失の程度の違いはあれ不法行為の賠償責任に関わります。善良なる管理者の注意義務は無償であっても過失となります。いずれにせよ、条文に注意義務が規定されている以上、何らかの過失責任を問われます。

善良なる管理者の注意義務

プロとしての注意力が問われる

1 条文に出てくる規定

- ・留置権者による留置物の保管(298)・・・保管責任
- ・特定物の引渡しの場合の注意義務(400)
- ・受任者の注意義務(644)・・・無償であっても善管注意義務

2 反対解釈で出てくる規定

- ・有償寄託の受託者の注意義務(659)・・・無償寄託は自己の財産と同じ注意

自己の財産と同じ注意

条文に出てくる規定

- ・無償受寄者の注意義務(659)・・・タダで物を預かる場合です
- ・財産の管理における親権者の注意義務(827)・・・子の財産管理の注意
- ・限定承認者による管理(926)・・・相続財産の管理
- ・相続の放棄をした者による管理(926)・・・相続財産の管理
- ・相続財産の管理(918)・・・相続人の財産管理
- ・財産分離請求後の相続人による管理※・・・相続財産の管理

※「固有財産と同一の注意」となっています